

ブロッコリーの指定野菜への追加について

令和7年10月
農林水産省農産局園芸作物課

野菜価格安定対策事業

令和8年度予算概算要求額（所要額）15,703百万円（前年度 15,618百万円）

<対策のポイント>

野菜（指定野菜・特定野菜）の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、産地単位での計画的な生産・出荷に取り組むとともに、**価格低落時には生産者補給金等を交付**します。

<政策目標>

野菜の取引価格の安定化（取引価格が平年比80%~120%に収まる期間の割合：56% [平成28年度] → 72% [令和11年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 指定野菜価格安定対策事業

「指定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「指定野菜」の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

「特定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「特定野菜」等の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

3. 契約指定野菜安定供給事業

「指定産地」で生産される「指定野菜」の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。

4. 契約特定野菜等安定供給促進事業

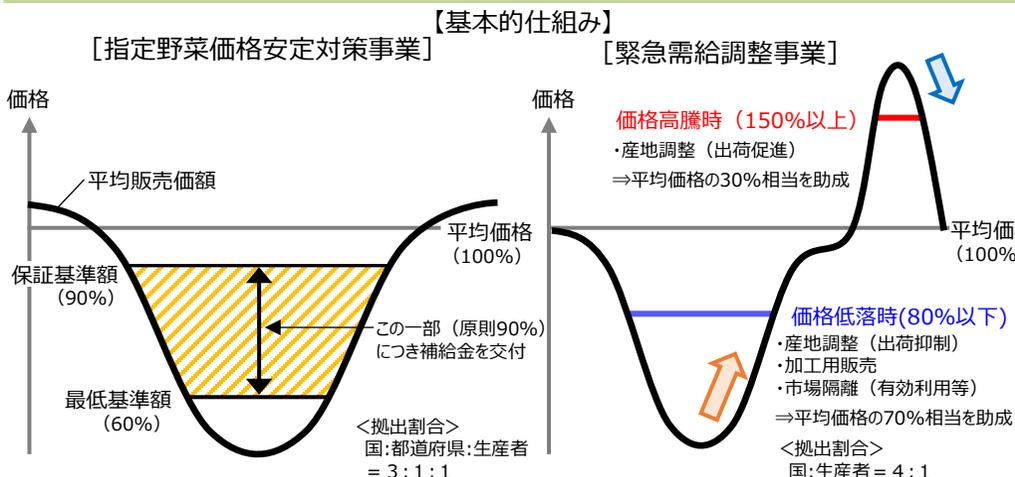
「特定産地」で生産される「特定野菜」等の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。

5. 契約野菜収入確保モデル事業

産地を問わず、「指定野菜」の契約取引を対象に、契約数量の確保に必要な余裕作付分の出荷調整等を行った場合等に、交付金を交付します。

6. 緊急需給調整事業

「指定野菜」のうち重要野菜・調整野菜の価格が著しく低下し、出荷調整を行った場合等に、交付金を交付します。



指定野菜（14品目）：国民消費生活上重要な野菜

キャベツ※、きゅうり、さといも、だいこん※、トマト、なす、にんじん※、ねぎ、はくさい※、ピーマン、レタス※、たまねぎ※、ばれいしょ、ほうれんそう ※は重要野菜または調整野菜

★ ブロッコリーを令和8年度事業から指定野菜に追加

（令和6~7年度に特定野菜からの移行準備を進め、令和8年度事業から適用）

特定野菜（35品目）：国民消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

<事業の流れ>

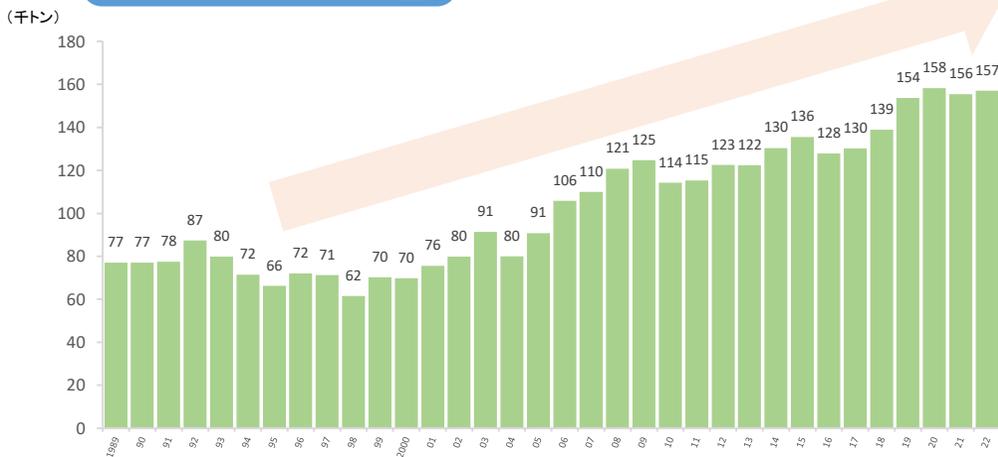


【お問い合わせ先】 農産局園芸作物課 (03-3502-5961)

1 指定野菜へのブロッコリーの追加について

- 野菜生産出荷安定法に基づく野菜価格安定制度では、国民の消費生活上重要な野菜を「指定野菜」と定め、当該野菜の集団産地を形成するとともに、産地における生産と出荷の安定を図り、消費者への安定供給を確保するための措置を講じているところ。
- 近年、全般的に野菜の出荷量が減少傾向にある中、ブロッコリー（現在は指定野菜に準ずる「特定野菜」）の出荷量は増加傾向にあり、他の指定野菜に匹敵する水準にまで増加したほか、加工・業務用を中心に輸入品も多く利用されている。こうした状況を踏まえ、国民への安定供給の確保に向けて計画的な生産・出荷を確実に進めるため、ブロッコリーを指定野菜に追加する。

ブロッコリーの年別出荷量



指定野菜（葉茎菜類）・ブロッコリーの出荷量推移

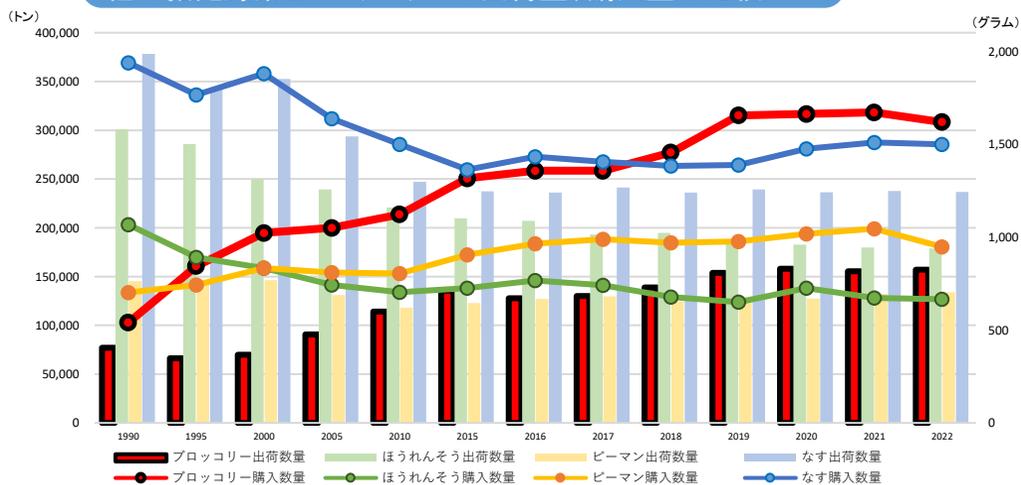
(単位：千トン)

現行14品目の指定 1974年 80~82平均 90~92平均 00~02平均 10~12平均 20~22平均

葉茎菜類	キャベツ	1,158	1,343	1,328	1,214	1,222	1,311
はくさい	1,231	1,199	870	776	711	738	
レタス	227	382	479	509	513	523	
ねぎ	373	382	405	408	381	366	
ほうれんそう	239	279	294	251	219	180	
ブロッコリー			81	75	117	157	
※現在は特定野菜							

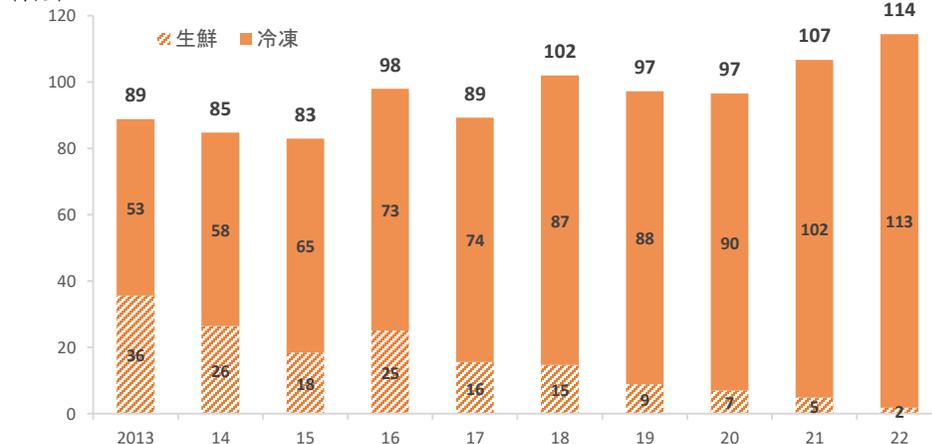
出典：野菜生産出荷統計から整理
参考：現在の指定野菜は上記葉茎菜類のほか、きゅうり、トマト、なす、ピーマン、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ(計14品目)

他の指定野菜とブロッコリーの出荷量、購入量の比較



ブロッコリーの輸入量

(千トン)



2 野菜生産出荷安定法施行令の一部改正について

- 野菜生産出荷安定法により、指定野菜を指定し、その生産について補給金を交付することが規定されている。指定野菜の品目については、野菜生産出荷安定法施行令において定めることとしていることから、今回、この品目一覧にブロッコリーを追加する改正を実施。
- 令和8事業年度からブロッコリーが指定野菜に追加される予定であるが、その対象出荷期間開始の前に様々な手続きを行う必要があることから、政省令は令和6年度中に公布し、令和8事業年度最初の春ブロッコリーの対象出荷期間の開始日となる令和8年4月1日に施行予定。

<政令改正の概要(野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文)>

改正案		現行																					
<p>第一条 野菜生産出荷安定法（以下「法」という。）第二条の政令で定める種別に属する野菜は、次の表の上欄に掲げる野菜の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる種別に属するもの並びにたまねぎ、ばれいしよ及びほうれんそうとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>野菜の種類</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ピーマン</td> <td>夏秋ピーマン（六月から十月までを主な出荷時期として生産されるピーマンをいう。） 冬春ピーマン（十一月から翌年五月までを主な出荷時期として生産されるピーマンをいう。）</td> </tr> <tr> <td>ブロッコリー</td> <td>春ブロッコリー（四月及び五月を主な出荷時期として生産されるブロッコリーをいう。） 夏秋ブロッコリー（六月から十月までを主な出荷時期として生産されるブロッコリーをいう。） 冬ブロッコリー（十一月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるブロッコリーをいう。）</td> </tr> <tr> <td>レタス</td> <td>春レタス（四月及び五月を主な出荷時期として生産されるレタスをいう。） 夏秋レタス（六月から十月までを主な出荷時期として生産されるレタスをいう。） 冬レタス（十一月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるレタスをいう。）</td> </tr> </tbody> </table>		野菜の種類	種別	(略)	(略)	ピーマン	夏秋ピーマン（六月から十月までを主な出荷時期として生産されるピーマンをいう。） 冬春ピーマン（十一月から翌年五月までを主な出荷時期として生産されるピーマンをいう。）	ブロッコリー	春ブロッコリー（四月及び五月を主な出荷時期として生産されるブロッコリーをいう。） 夏秋ブロッコリー（六月から十月までを主な出荷時期として生産されるブロッコリーをいう。） 冬ブロッコリー（十一月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるブロッコリーをいう。）	レタス	春レタス（四月及び五月を主な出荷時期として生産されるレタスをいう。） 夏秋レタス（六月から十月までを主な出荷時期として生産されるレタスをいう。） 冬レタス（十一月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるレタスをいう。）	<p>第一条 野菜生産出荷安定法（以下「法」という。）第二条の政令で定める種別に属する野菜は、次の表の上欄に掲げる野菜の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる種別に属するもの並びにたまねぎ、ばれいしよ及びほうれんそうとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>野菜の種類</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ピーマン</td> <td>夏秋ピーマン（六月から十月までを主な出荷時期として生産されるピーマンをいう。） 冬春ピーマン（十一月から翌年五月までを主な出荷時期として生産されるピーマンをいう。）</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>レタス</td> <td>春レタス（四月及び五月を主な出荷時期として生産されるレタスをいう。） 夏秋レタス（六月から十月までを主な出荷時期として生産されるレタスをいう。） 冬レタス（十一月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるレタスをいう。）</td> </tr> </tbody> </table>		野菜の種類	種別	(略)	(略)	ピーマン	夏秋ピーマン（六月から十月までを主な出荷時期として生産されるピーマンをいう。） 冬春ピーマン（十一月から翌年五月までを主な出荷時期として生産されるピーマンをいう。）	(新設)	(新設)	レタス	春レタス（四月及び五月を主な出荷時期として生産されるレタスをいう。） 夏秋レタス（六月から十月までを主な出荷時期として生産されるレタスをいう。） 冬レタス（十一月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるレタスをいう。）
野菜の種類	種別																						
(略)	(略)																						
ピーマン	夏秋ピーマン（六月から十月までを主な出荷時期として生産されるピーマンをいう。） 冬春ピーマン（十一月から翌年五月までを主な出荷時期として生産されるピーマンをいう。）																						
ブロッコリー	春ブロッコリー（四月及び五月を主な出荷時期として生産されるブロッコリーをいう。） 夏秋ブロッコリー（六月から十月までを主な出荷時期として生産されるブロッコリーをいう。） 冬ブロッコリー（十一月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるブロッコリーをいう。）																						
レタス	春レタス（四月及び五月を主な出荷時期として生産されるレタスをいう。） 夏秋レタス（六月から十月までを主な出荷時期として生産されるレタスをいう。） 冬レタス（十一月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるレタスをいう。）																						
野菜の種類	種別																						
(略)	(略)																						
ピーマン	夏秋ピーマン（六月から十月までを主な出荷時期として生産されるピーマンをいう。） 冬春ピーマン（十一月から翌年五月までを主な出荷時期として生産されるピーマンをいう。）																						
(新設)	(新設)																						
レタス	春レタス（四月及び五月を主な出荷時期として生産されるレタスをいう。） 夏秋レタス（六月から十月までを主な出荷時期として生産されるレタスをいう。） 冬レタス（十一月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるレタスをいう。）																						
<p>第二条 法第三条第一項の指定野菜の需要及び供給の見通しは、指定野菜の種類ごとに区分して、おおむね四年後から五年後までの一年間のうち次の表の上欄に掲げる種類の指定野菜にあつてはその種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる時期区分の各期間、さといもにあつては六月から翌年三月までの期間のものにつきたてるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定野菜の種類</th> <th>時期区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ピーマン</td> <td>六月から十月まで 十一月から翌年五月まで</td> </tr> <tr> <td>ブロッコリー及びレタス</td> <td>四月及び五月 六月から十月まで 十一月から翌年三月まで</td> </tr> </tbody> </table>		指定野菜の種類	時期区分	(略)	(略)	ピーマン	六月から十月まで 十一月から翌年五月まで	ブロッコリー及びレタス	四月及び五月 六月から十月まで 十一月から翌年三月まで	<p>第二条 法第三条第一項の指定野菜の需要及び供給の見通しは、指定野菜の種類ごとに区分して、おおむね四年後から五年後までの一年間のうち次の表の上欄に掲げる種類の指定野菜にあつてはその種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる時期区分の各期間、さといもにあつては六月から翌年三月までの期間のものにつきたてるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定野菜の種類</th> <th>時期区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ピーマン</td> <td>六月から十月まで 十一月から翌年五月まで</td> </tr> <tr> <td>レタス</td> <td>四月及び五月 六月から十月まで 十一月から翌年三月まで</td> </tr> </tbody> </table>		指定野菜の種類	時期区分	(略)	(略)	ピーマン	六月から十月まで 十一月から翌年五月まで	レタス	四月及び五月 六月から十月まで 十一月から翌年三月まで				
指定野菜の種類	時期区分																						
(略)	(略)																						
ピーマン	六月から十月まで 十一月から翌年五月まで																						
ブロッコリー及びレタス	四月及び五月 六月から十月まで 十一月から翌年三月まで																						
指定野菜の種類	時期区分																						
(略)	(略)																						
ピーマン	六月から十月まで 十一月から翌年五月まで																						
レタス	四月及び五月 六月から十月まで 十一月から翌年三月まで																						

<今後のスケジュール(予定)>



<(参考)指定野菜の変遷>

- 昭和41年 キャベツ、きゅうり、だいこん、はくさい、トマト、たまねぎ【計6品目】
- 昭和42年 にんじん、ねぎ【計8品目】
- 昭和43年 なす【計9品目】
- 昭和44年 レタス【計10品目】
- 昭和45年 ピーマン【計11品目】
- 昭和46年 さといも、ほうれんそう【計13品目】
- 昭和49年 ばれいしよ【計14品目】

3 種別、対象出荷期間について

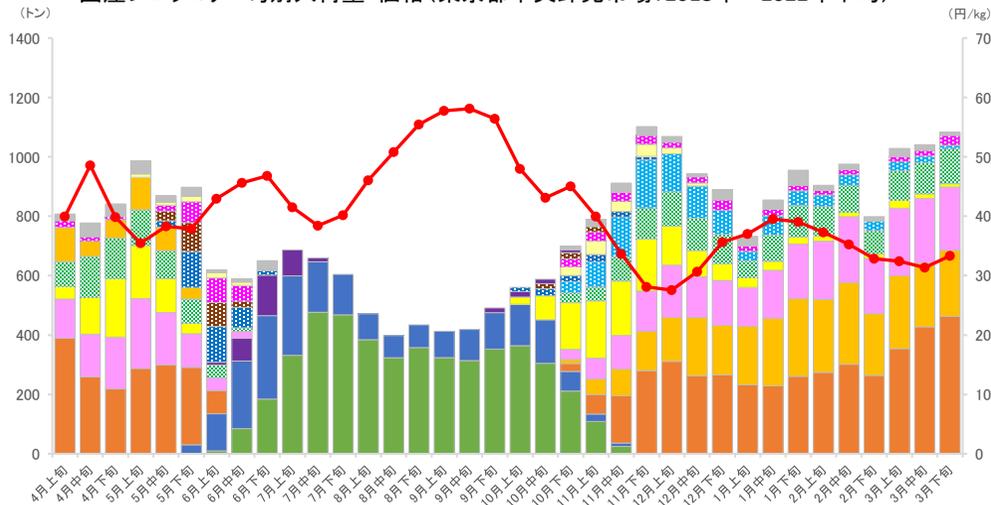
- 一般的に野菜は同一の種類のものであっても、産地や目標とする出荷時期により、いくつかの作型に分けられる。これらの作型に適応した産地育成、価格安定のための対策を講じていくことが望ましいことから、対応する種別を設置。
- 対象出荷期間の設定にあたっては他の指定野菜における出荷期間の設定状況を参考としつつ、標準的な作型、中央卸売市場における各主産地からの出荷動向を踏まえて設定。

ブロッコリーの種別及び対象出荷期間

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
種別	春ブロッコリー		夏秋ブロッコリー					冬ブロッコリー					
複数月	4～6/15		6～7		8～9		10～11/15		10/16～12		1～2		3
単月	4	5～6/15	6	7	8	9	10/16～11		12	1	2	3	

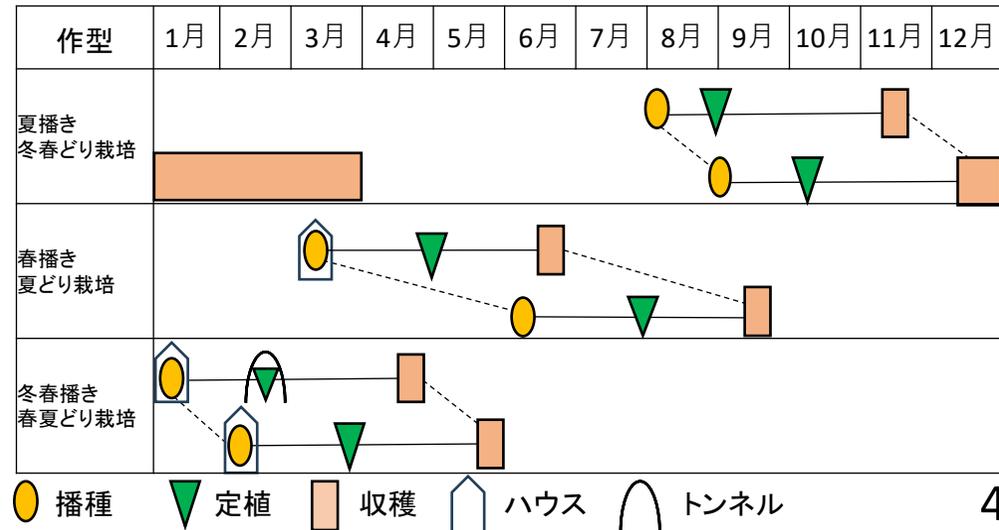
(参考)ブロッコリーの旬別入荷量と価格

国産ブロッコリー旬別入荷量・価格(東京都中央卸売市場:2018年～2022年平均)



出典:青果物卸売市場調査

(参考)ブロッコリーの主な作型



4 野菜価格安定制度におけるブロッコリーの位置づけ

- ブロッコリーは、令和8事業年度開始時点において、春ブロッコリー、夏秋ブロッコリー、冬ブロッコリーを種別として事業開始予定。
- 令和8事業年度開始時点において、一般指定野菜として事業を開始。調整野菜への移行は需給動向や統計値を踏まえ、今後検討。

	葉茎菜類	果菜類	根菜類	果実的野菜	その他野菜
指定野菜 (14品目) 全国的に流通し、特に消費量が多く重要な野菜	重要野菜  春キャベツ たまねぎ 秋冬はくさい 夏秋キャベツ 冬キャベツ		 秋冬だいこん		
調整野菜 ※重要・調整野菜は緊急需給調整事業の対象	 春レタス 夏秋レタス 冬レタス 春はくさい 夏はくさい	 夏秋きゅうり 夏秋なす 夏秋トマト 冬春きゅうり 冬春なす 冬春トマト 夏秋ピーマン、冬春ピーマン	 春だいこん 夏だいこん にんじん		
	 春ねぎ 夏ねぎ 秋冬ねぎ ほうれんそう 春ブロッコリー 夏秋ブロッコリー 冬ブロッコリー			 ばれいしょ 秋冬さといも	
特定野菜 (35品目) 地域農業振興上の重要性等から指定野菜に準ずる重要な野菜	こまつな、みつば、ちんげんさい、ふき、しゅんぎく、セルリー、アスパラガス、にら、カリフラワー、にんにく、 <u>ブロッコリー</u> 、わけぎ、らっきょう、みずな、みょうが	かぼちゃ、さやいんげん、スイートコーン、そらまめ、えだまめ、さやえんどう、グリーンピース、にがうり、ししとうがらし、オクラ	かぶ、ごぼう、れんこん、やまのいも、かんしょ	いちご、メロン、すいか	しょうが、生しいたけ
その他特産野菜 (36品目)	うど、芽キャベツ、モロヘイヤ、もやし等	とうがらし、とうがん等	くわい等		マッシュルーム

5 野菜価格安定制度の対象品目・産地要件

- 指定野菜価格安定対策事業を利用するためには、①作付面積及び②出荷割合が既定の要件を満たし、指定産地として指定される必要がある。ブロッコリーの要件については、以下を想定。

①作付面積：葉茎菜・根菜類 20ha以上

②出荷割合：2/3以上

- なお、各要件を緩和する、特例措置も存在。

指定産地等の要件

品目	指定産地	特定産地	
	指定野菜	特定野菜	指定野菜
作付面積	葉茎菜・根菜類 20ha以上 果菜類(夏秋) 12ha以上 果菜類(冬春) 8ha以上	概ね5ha以上 こまつな、しゅんぎく、 ちんげんさい、みずな、 みつば、地域特認野菜は 3ha以上 生しいたけはほだ木5万 本以上	葉茎菜・根菜類 概ね10ha以上 果菜類 概ね5ha以上
出荷割合 ※1	2/3以上	概ね2/3以上	概ね1/2以上
指定者	農林水産大臣	都道府県知事	
産地数	858 (令和7年2月時点)	875 (令和6年4月時点)	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・指定野菜価格安定対策事業 ・契約指定野菜安定供給事業 ・緊急需給調整事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ・契約特定野菜等安定供給促進事業 ・緊急需給調整事業 	

要件の特例

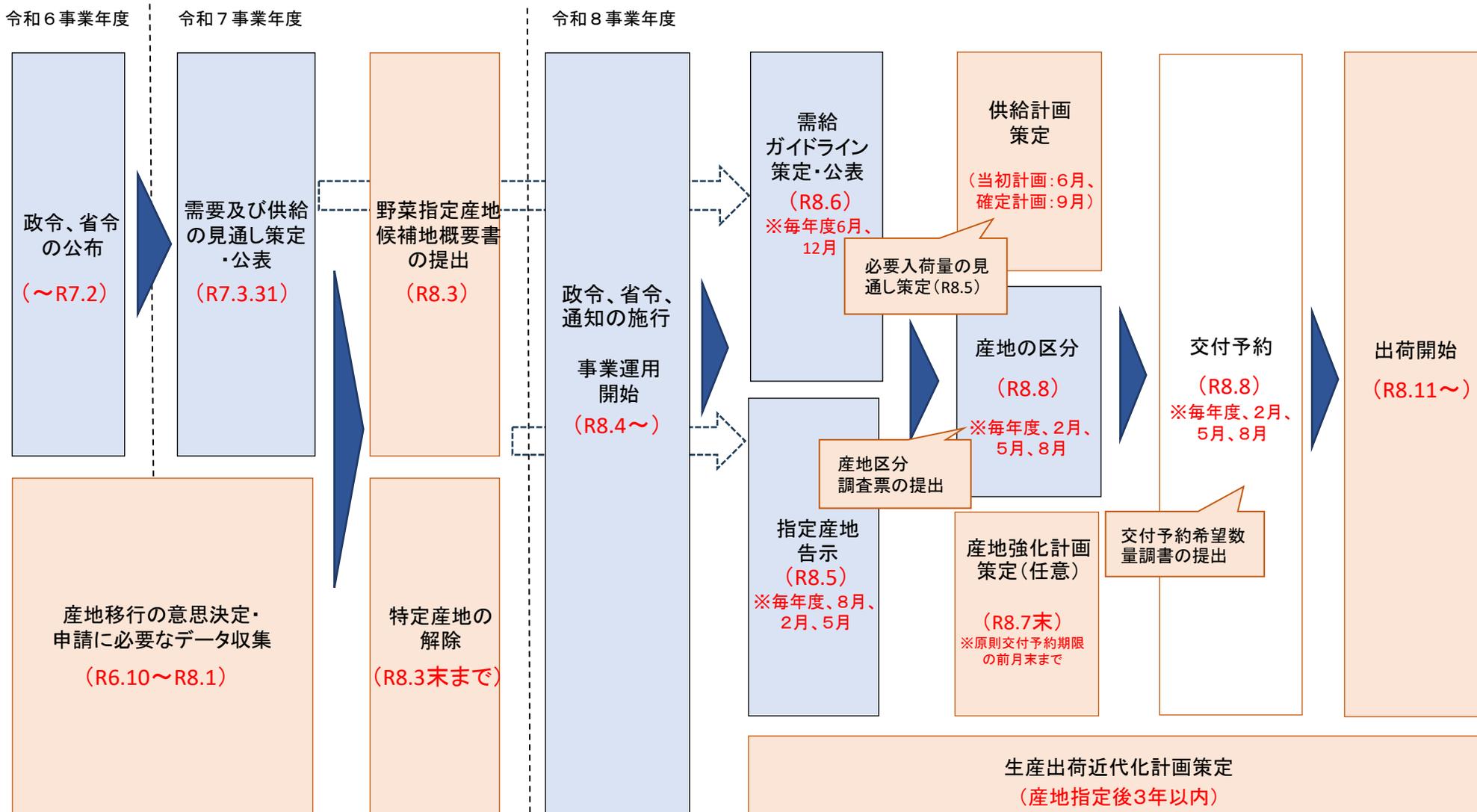
品目	指定産地	特定産地	
	指定野菜	特定野菜	指定野菜
作付面積	【複合産地の場合】 葉茎菜・根菜類 16ha以上 果菜類(夏秋) 10ha以上 果菜類(冬春) 6ha以上	-	【複合産地の場合】 葉茎菜・根菜類 概ね7ha以上 果菜類 概ね3ha以上
出荷割合	以下の要件を全て満たす場合 1/2以上 <ul style="list-style-type: none"> ・果菜類(夏秋) 30ha以上 ・果菜類(冬春)、さといも、 ほうれんそう 20ha以上 ・ねぎ 25ha以上 ・上記を除く指定野菜 50ha以上 ・指定産地の出荷単収が、全国 又は都道府県の出荷単収の8割 を超える場合 	【複合産地の場合】 概ね1/2以上 【産地強化計画を 策定している場合】 1/3以上	【産地強化計画を 策定している場合】 1/3以上

※1 出荷割合とは、区域内の当該野菜の総出荷数量に占める共同出荷組織及び大規模生産者(又は相当規模生産者)による出荷数量の合計の割合を指す。

6 今後のスケジュール(事業利用に係る必要手続きについて)

- 指定野菜価格安定対策事業を利用する場合には、事前に供給計画の提出、野菜指定産地の指定、産地の区分、交付予約等の手続きが生じる。
- 以下のフロー図は、冬ブロッコリー(11~3月)の令和8年11月の出荷開始までの手続きの主な流れを示したものの。

＜令和8年度冬ブロッコリー(11~3月)の指定野菜価格安定対策事業活用に係る主な流れ＞



7 ブロッコリー指定産地の指定状況

- 産地の生産・出荷体制強化の意向及び野菜指定産地の指定要件の充足状況等を踏まえ、令和7年8月に野菜指定産地の指定を行う告示を改正。
- 今回告示からブロッコリーも対象に野菜指定産地を指定。ブロッコリーは21産地(令和8年4月1日から適用)。
- 全野菜指定産地数は、前回事示時(令和7年5月)の851産地から、871産地に(ブロッコリー新規指定のほか、他品目での区域合併等含む)。

●令和7年8月告示において指定したブロッコリー指定産地(令和8年4月1日から適用)

種別名	指定産地名	区 域
春ブロッコリー	福島南部	福島県白河市、須賀川市、岩瀬郡天栄村、西白河郡並びに石川郡石川町及び浅川町
	大里	埼玉県熊谷市及び深谷市
	児玉	埼玉県本庄市及び児玉郡
	鳥取西部	鳥取県米子市及び西伯郡
	鳥取中部	鳥取県倉吉市及び東伯郡琴浦町
	幡多	高知県宿毛市、土佐清水市、四万十市並びに幡多郡大月町及び三原村
	八代	熊本県八代市及び八代郡

種別名	指定産地名	区 域
夏秋ブロッコリー	つがるにしきた	青森県五所川原市のうち旧金木町の区域、つがる市及び北津軽郡中泊町
	福島南部	福島県白河市、須賀川市、岩瀬郡天栄村、西白河郡並びに石川郡石川町、平田村及び浅川町
	松本	長野県松本市、塩尻市並びに東筑摩郡山形村、朝日村及び築北村
	上小	長野県上田市、東御市及び小県郡
	諏訪	長野県諏訪市、茅野市並びに諏訪郡富士見町及び原村
	北佐久	長野県小諸市、佐久市、南佐久郡佐久穂町並びに北佐久郡軽井沢町及び御代田町
	上伊那	長野県伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡
	南佐久	長野県南佐久郡小海町、川上村、南牧村及び南相木村
	鳥取西部	鳥取県米子市、西伯郡並びに日野郡日南町及び日野町
	鳥取中部	鳥取県倉吉市及び東伯郡琴浦町

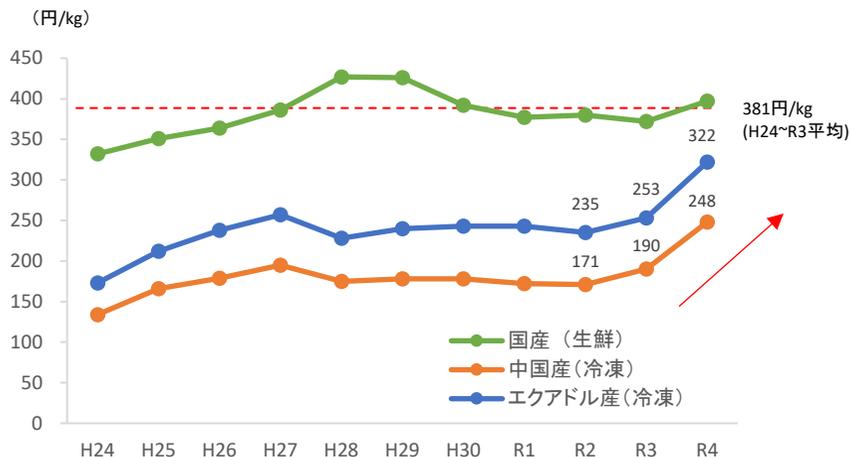
種別名	指定産地名	区 域
冬ブロッコリー	中勢	三重県津市及び松阪市
	鳥取西部	鳥取県米子市、西伯郡並びに日野郡日南町及び日野町
	鳥取中部	鳥取県倉吉市並びに東伯郡琴浦町及び北栄町
	八代	熊本県八代市及び八代郡

參考資料

(参考)ブロッコリーの輸入・利用動向と国産切替え

1. 国産生鮮品と輸入冷凍ブロッコリーの価格推移

- ・ 輸送コストの増加等により、R4年度における輸入冷凍ブロッコリーの価格は大きく上昇。特にエクアドル産冷凍ブロッコリーについては、前年比約3割増の約320円/kgとなり、国産品との価格差が大幅に縮小。



注：国産は東京都中央卸売市場
出典：(独)農畜産業振興機構「ベン探」

2. 冷凍ブロッコリーの主な加工・業務用途

- ・ 輸入冷凍品は主に外食産業などで利用されており、近年、増加傾向。
- ・ また、食の簡便化により、家庭内でも冷凍食品が多く利用されるようになったことから、小売店で販売される家庭用の単品冷凍野菜としての需要が増加している。特にエクアドル産は、「高原野菜」として売られており、小売店向けに人気が高い。



エクアドル産冷凍ブロッコリー
(資料：イオントップバリュHP)

3. 実需者から見た輸入冷凍ブロッコリーの利点

- ・ 国産品に比べて安価である。
- ・ 下処理(カット・ボイル)が完了しており、加工が容易である上、加工業者等における残さの発生が少ない。
- ・ 長期保存が可能。
- ・ 日本企業が現地で指導・管理を行っていることも多く、品質が良好。特にエクアドルは標高が高い地域での栽培であり、虫害が少なく、品質が安定。

4. 国産切替えに向けて

<価格面>

- ・ 国産(市場取引)と中国産との価格差は大幅に縮小傾向にあり、国産切替えのチャンス。
- ・ 一方、加工が容易で保存性が高い冷凍品を求める実需者も多く、冷凍加工コストを上乗せした価格を比較すると、国産品と輸入品の価格差は依然として大きい。

<省力化の推進・生産性の向上>

- ・ 重量取引の実施により、一斉収穫や大小混み玉コンテナ出荷等の収穫の省力化・効率化を図ることが可能。
- ・ 青果用規格にとらわれず、花蕾を大型化させる大型花蕾生産等、加工用に特化した栽培方法による増収を行い、収穫量増加によるコストダウンを図ることが重要。

<中間業者との連携>

- ・ 冷凍カットブロッコリーを求める実需者向けには、国産品も同様の形態での供給が必要。
- ・ 国内における冷凍加工施設は限定的であり、産地と中間事業者との連携強化や、大規模産地における加工体制整備等による生産拡大が必要。



エクアドルのブロッコリーほ場
(資料：(独)農畜産業振興機構「野菜情報」)



大小混みコンテナでの出荷



大型化した際の収穫量比較



冷凍ブロッコリー工場
(資料：(独)農畜産業振興機構「野菜情報」)

(参考)加工・業務用ブロッコリーの産地事例((株)アイファーム)

1 概要

- (株)アイファームは、静岡県浜松市で加工・業務用ブロッコリーの生産・加工に取り組んでいる法人。
- 平成20年に0.3haで栽培をスタートし、令和6年には約204haまで拡大。
- 就農初期に出荷規格を満たさない規格外品が約7割になったことを受けて、加工・業務用ブロッコリーはフローレット加工されることが一般的であるため、収穫・出荷時の大きさや形状の制限が少なくなっており、コンテナ出荷が可能となっていることから、生食用から切り替えて加工・業務用野菜の取組を開始。

2 生産の特徴

- 加工・業務用ブロッコリーの契約栽培に当たっては、契約量に合わせた収量を確保するため、

① 大玉品種を導入し、収量を確保

② ほ場をドローンで空撮し、AIの画像解析により花蕾の大きさ等を判別して収穫時期や収量を予測するシステムを確立※

※利用していた解析サービスが停止中の為、別の方法を検討中

③ 長期冷蔵保存技術の活用により、出荷時期を調整することで不作時でも契約量分の出荷量を確保

等の特徴的、先進的な取組を実施。

- データ解析技術を活用し、契約量を満たすために必要な収穫量を確保できるほ場の組み合わせを判断し、そのほ場を効率的に回るルートを決定することで、効率的な収穫・出荷を実現。

3 加工の特徴

- 自社内でフローレット加工及び冷凍加工を行い、小売向けの冷凍ブロッコリー加工品の製造にも取り組んでいるところ。
- 冷凍加工では、冷凍前の加熱処理(ブランチング処理)に過熱水蒸気を活用した技術を導入し、湯通し等の既存技術と比べて、色味や栄養素を保持した冷凍ブロッコリーを製造。



↑ ほ場空撮写真



生育診断 総数 163個 平均サイズ 11.5cm					
表示色	サイズ(cm)	個数	個数割合 (%)	平均サイズ (cm)	
■	14.0 ~	999.0	16.1	9.8	14.5
■	12.0 ~ 14.0	59.0	36.2	13.2	13.2
■	10.0 ~ 12.0	5.0	30.7	11.0	11.0
■	8.0 ~ 10.0	2.0	12.9	9.2	9.2
■	0.0 ~ 8.0	1.0	10.4	6.6	6.6
■	~	20.0	0.0	0.0	0.0

↑ 空撮用ドローン、サイズ表



↑ ブランチング処理後の加工ブロッコリー

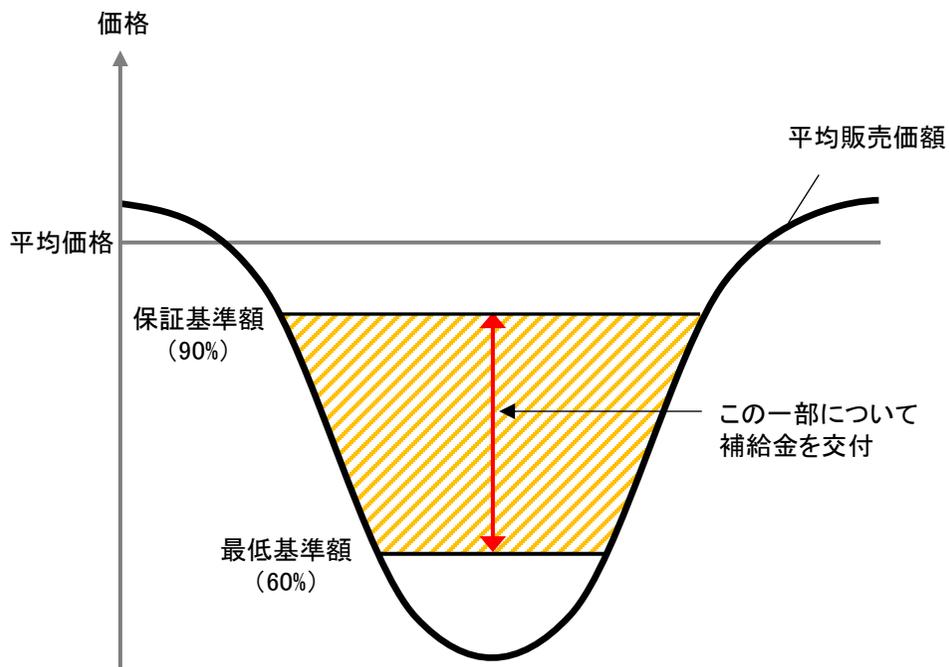


← 冷凍ブロッコリー加工品

(参考) 野菜価格安定制度・指定野菜価格安定対策事業の概要

- 「野菜生産出荷安定法」に基づく野菜価格安定制度は、主要な野菜について、
 - ① 出荷の安定を図るために集団産地として形成することが必要な生産地域(=指定産地)を定め、生産・出荷を計画的に推進するとともに、
 - ② 著しい価格低落時には、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための生産者補給金を交付すること
 等により、国産野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を確保することを目的として実施。
- 指定野菜価格安定対策事業は、指定産地における生産・出荷の安定を図るため、指定野菜の市場価格が低落した場合に生産者補給金を交付する事業であり、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業と比べて計画生産・計画出荷の仕組みが徹底され、補てんが充実。

<指定野菜価格安定対策事業の基本的仕組み>



<指定野菜価格安定対策事業の対象者>

- ① 共同出荷組織を通じて出荷を行う生産者
- ② 直接出荷を行う2ha以上の生産者

※どちらも(独)農畜産業振興機構への登録が必要

<特定野菜等供給産地育成価格差補給事業との違い>

	指定野菜価格安定対策事業	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
対象野菜	指定野菜	特定野菜、指定野菜
産地要件	「指定産地」 面積：20ha(葉茎菜類等) 出荷割合：2/3	「特定産地」 面積：概ね5ha ^{※2} 出荷割合：概ね2/3 ^{※2}
拋出割合 ^{※1}	3:1:1 ^{※3}	1:1:1 ^{※4}
平均価格	過去6年間の卸売市場価格を基礎に算出	
保証基準額	平均価格の90%	平均価格の80% ^{※2}
最低基準額	平均価格の60%(標準)	平均価格の55% ^{※2}
補てん率	原則90% ^{※5}	80%

※1 拋出割合は、国:都道府県:生産者

※2 特定野菜の場合の原則

※3 指定野菜のうち重要野菜(キャベツ、たまねぎ、秋冬だいこん、秋冬はくさい)にあっては国:都道府県:生産者=65:17.5:17.5

※4 特定野菜のうちアスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリーにあっては国:都道府県:生産者=2:1:1

※5 産地区分に応じて70%~90%

(参考) 野菜価格安定対策事業(契約取引向け)の概要

- 実需者との契約取引に取り組む生産者等を対象に、不作による供給量不足が生じた際の数量確保や、価格低落時における余裕作付分の出荷調整等を支援。

契約指定野菜安定供給事業・契約特定野菜等安定供給促進事業

数量確保タイプ

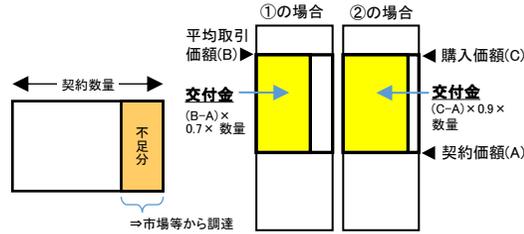
生産者が、不作による供給量不足が生じた際に、実需者との契約数量を確保するために不足分を市場等から調達した場合に交付金を交付

【発動基準】

市場での平均取引価額が平均価格の130%を上回った場合

【交付額】

- ①自己の市場出荷予定品を契約取引に回した場合は、平均取引価額と契約価額との差額の70%
- ②市場等から購入した場合は、購入価額と契約価額との差額の90%



出荷調整タイプ

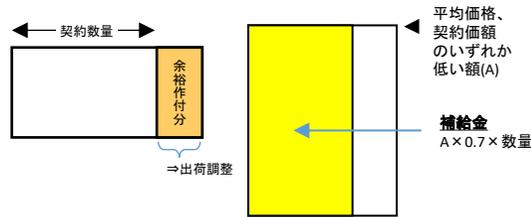
生産者が、不作による供給量不足を避けるために契約数量以上の余裕のある作付けを行い、価格低落時に余裕作付分を出荷調整した場合に補給金を交付

【発動基準】

市場での平均取引価額が平均価格の70%を下回った場合

【交付額】

出荷調整を行った数量について、平均価格又は契約価額のいずれか低い方の70%



価格低落タイプ

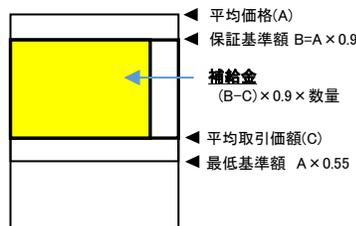
市場価格に連動して取引価格が設定される契約を締結している生産者に対し、著しい価格低落が生じた場合に補給金を交付

【発動基準】

市場での平均取引価額が保証基準額(平均価格の90%)を下回った場合

【交付額】

保証基準額と平均取引価額との差額の90%



契約野菜収入確保モデル事業

数量確保タイプ

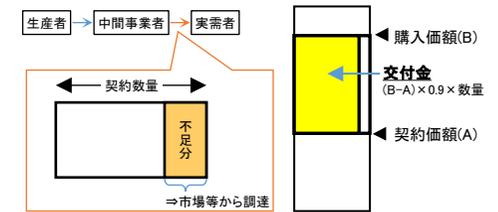
中間事業者が、不作による仕入量不足が生じた際に、実需者との契約数量を確保するために不足分を市場等から調達した場合に交付金を交付

【発動基準】

市場での平均取引価額が平均価格の130%を上回った場合

【交付額】

市場等からの購入価額と契約価額との差額の90%



出荷調整タイプ

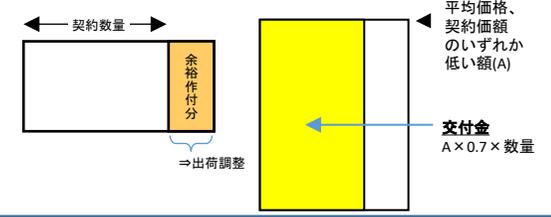
生産者が、不作による供給量不足を避けるために契約数量以上の余裕のある作付けを行い、価格低落時に余裕作付分を出荷調整した場合に交付金を交付

【発動基準】

市場での平均取引価額が平均価格の70%を下回った場合

【交付額】

出荷調整を行った数量について、平均価格又は契約価額のいずれか低い方の70%



	品目	産地要件	拠出割合 (国・都道府県・生産者)
契約指定野菜安定供給事業	指定野菜	指定産地	2:1:1
契約特定野菜等安定供給促進事業	特定野菜、指定野菜	特定産地	1:1:1
契約野菜収入確保モデル事業	指定野菜	—	1:0:1